

北海道公害防止条例をここに公布する。

北海道公害防止条例

北海道公害防止条例（昭和44年北海道条例第35号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 公害の防止に関する施策（第8条—第19条）

第3章 特別地域に係る公害の防止に関する計画の樹立等（第20条—第22条）

第4章 公害の防止に関する規制

第1節 工場等に関する規制

第1款 規制基準等（第23条・第24条）

第2款 大気汚染及び水質汚濁に関する規制（第25条—第39条）

第3款 騒音、振動及び悪臭に関する規制（第40条—第49条）

第4款 地盤の沈下に関する規制（第50条—第52条）

第5款 削除

第6款 土壌汚染の防止（第55条）

第7款 工場等の公害の防止に関する管理（第56条—第58条）

第2節 特定建設作業に関する規制（第59条—第61条）

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制（第62条—第64条）

第4節 拡声機の使用等に関する規制等（第65条—第69条）

第5章 汚染の状況の監視等（第70条—第72条）

第6章 削除

第7章 雑則（第79条—第82条）

第8章 罰則（第83条—第87条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、道民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、既に発生している公害を除去し、及び公害を未然に防止するための道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって道民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第2条第3項に規定する公害をいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

（1）燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

（2）燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

（3）物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗（ふっ）化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの

3 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

4 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

5 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

- 6 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場等に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。
- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- (2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 7 この条例において「騒音発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 8 この条例において「振動発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 9 この条例において「悪臭発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、著しく生活環境を損なうおそれのある物質を排出する施設であって規則で定めるものをいう。
- 10 この条例において「規制基準」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設若しくは悪臭発生施設（以下「ばい煙等発生施設」という。）又はばい煙等発生施設を設置する工場等から発生し、排出し、又は飛散するばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭の量、濃度又は大きさの許容限度をいう。
- 11 この条例において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

（道等の責務）

第3条 道、事業者及び道民は、北海道環境基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、公害の防止が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 道は、公害の防止に関する施策について、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

第4条から第7条まで 削除

第2章 公害の防止に関する施策

（施策の基本）

第8条 道は、公害防止の重要性にかんがみ、道政全般にわたり公害の防止について特に配慮するとともに、公害の防止に関する施策を地域の自然的、社会的条件に応じて総合的、計画的に推進するものとする。

第9条 削除

（地域開発等における公害防止の措置）

第10条 知事は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について十分な配慮をしなければならない。

2 知事は、企業の立地等に際し、特に必要があるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第11条 削除

（調査、研究、監視、測定等の体制の整備等）

第12条 知事は、公害の防止のための措置を推進するために必要な調査、研究、監視、測定等の体制の整備、技術者の養成等に努めなければならない。

（調査の実施）

第13条 知事は、公害の予測に関する調査、公害に関する道民の意向の調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

（知識の普及等）

第14条 知事は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

（苦情処理体制の整備等）

第15条 知事は、公害に関する苦情の処理の体制を整備し、及び市町村長その他の行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

## 第16条 削除

(資金助成等)

第17条 知事は、公害の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金の貸付、あっせん又は補助、技術的な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 前項の援助を行うに当たっては、中小企業者等に対し、特別の配慮をしなければならない。

## 第18条及び第19条 削除

### 第3章 特別地域に係る公害の防止に関する計画の樹立等

(基本方針の策定)

第20条 知事は、公害の防止を図るために総合的な施策を講ずる必要があると認められる地域（以下「特別地域」という。）について、当該特別地域において実施されるべき公害の防止に関する施策の基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、関係市町村長に協議するとともに、北海道環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項の基本方針を策定したときは、速やかに、当該基本方針を関係市町村長に通知しなければならない。

(公害防止推進計画の作成等)

第21条 特別地域に係る市町村においては、前条第1項の基本方針に基づき、当該特別地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止推進計画」という。）を作成し、その達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 公害防止推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画の目標

(2) 土地利用に関すること。

(3) 公害の防止に関する施設の整備に関すること。

(4) 公害の監視、測定等の体制の整備に関すること。

(5) 公害の防止のために必要な規制の措置に関すること。

(6) その他公害の防止のために必要な措置に関すること。

3 特別地域に係る市町村においては、当該特別地域に係る公害防止推進計画を作成しようとする場合には、あらかじめ、知事に協議するものとする。

(市町村に対する援助等)

第22条 知事は、特別地域に係る市町村において当該特別地域に係る公害防止推進計画を作成し、その達成に必要な措置を講じようとする場合には、必要な援助、資料の提供、助言、指導等を行うものとする。

### 第4章 公害の防止に関する規制

#### 第1節 工場等に関する規制

##### 第1款 規制基準等

(規制基準の設定)

第23条 規制基準は、規則で定める。この場合において、騒音、振動又は悪臭に係る規制基準は、それぞれ住居が集合している地域その他の地域であって騒音、振動又は悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下この節において「規制地域」という。）ごとに定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(大気汚染防止法による排出基準等の特例)

第24条 道は、自然的、社会的条件から判断して、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第3条第1項若しくは第3項の排出基準又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の排水基準（以下この条において「法による排出基準等」という。）によっては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとして認められる区域があるときは、法による排出基準等に代えて適用すべき法による排出基準等で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準又は排水基準を別に条例で定めるものとする。

##### 第2款 大気の汚染及び水質の汚濁に関する規制

(ばい煙発生施設等の設置の届出)

第25条 工場等にばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設の種類
- (4) ばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設の構造及び使用の方法
- (5) ばい煙の処理の方法、粉じんの処理の方法及び粉じん発生施設の管理の方法又は汚水若しくは廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
- (6) その他規則で定める事項

(経過措置)

第26条 一の施設がばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設となった際現に工場等にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設がばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出)

第27条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第25条第4号又は第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設等に係る計画変更命令)

第28条 知事は、第25条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る施設に係るばい煙、粉じん若しくは汚水等の量若しくは濃度が当該施設に係る規制基準に適合しないと認めるとき、又はその届出に係る粉じん発生施設が第35条第1項の構造等の基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙、粉じん若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第25条の規定による届出に係る施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(ばい煙発生施設等に係る実施の制限)

第29条 第25条の規定による届出をした者又は第27条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る施設を設置し、又はその届出に係る施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙、粉じん若しくは汚水等の処理の方法を変更してはならない。

2 知事は、第25条又は第27条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第30条 第25条又は第26条の規定による届出をした者は、その届出に係る第25条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第31条 第25条又は第26条の規定による届出をした者からその届出に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第25条又は第26条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第25条又は第26条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙又は汚水等の排出の制限)

第32条 ばい煙発生施設又は汚水等排出施設を設置する工場等からばい煙又は汚水等を排出する者(以下「ばい煙等排出者」という。)は、ばい煙又は汚水等に係る規制基準に適合しないばい煙又は汚水等を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設又は汚水等排出施設となった際現に工場等にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設に係るばい煙又は汚水等については、当該ばい煙又は汚水等に係る規制基準が定められた日から6月間（当該ばい煙又は汚水等が規則で定める施設に係るものである場合にあっては、1年間）は、適用しない。

（ばい煙発生施設又は汚水等排出施設に係る改善命令）

第33条 知事は、ばい煙等排出者が、ばい煙又は汚水等に係る規制基準に適合しないばい煙又は汚水等を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設若しくは汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設若しくは汚水等排出施設の使用の一時停止若しくは当該汚水等排出施設に係る汚水等の排出の一時停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（河川の流水の占用停止の措置等の要請）

第34条 知事は、前条第1項又は法律の規定で同項の規定に相当するものによる一時停止命令に従わないで工場等からばい煙又は汚水等を排出し、当該ばい煙又は汚水等が著しく人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるときは、河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条に規定する河川管理者をいう。）に対し、当該工場等に係る河川の流水の占用の全部若しくは一部を停止させることを要請し、又は工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者をいう。）に対し、当該工場等に係る工業用水の供給の全部若しくは一部を停止することを要請することができる。

（粉じん発生施設に係る基準の遵守義務）

第35条 粉じん発生施設を設置している者は、粉じんに係る規制基準又は当該粉じん発生施設についての構造並びに使用及び管理に関する基準（以下「構造等の基準」という。）を遵守しなければならない。

2 構造等の基準は、規則で定める。

3 第23条第2項の規定は、構造等の基準を定める場合について準用する。

（粉じん発生施設に係る規制基準等適合命令等）

第36条 知事は、粉じん発生施設を設置している者が、粉じんに係る規制基準又は構造等の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて粉じんに係る規制基準若しくは構造等の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第32条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（燃料の使用に関する措置）

第37条 知事は、いおう酸化物に係るばい煙を排出する施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として規則で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙を排出する施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙を排出する施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第1項の燃料使用基準は、燃料の種類について、第1項の規則で定める地域ごとに知事が定める。

4 第23条第2項の規定は、前項の燃料使用基準を定める場合について準用する。

（ばい煙、粉じん及び汚水等の量等の測定等）

第38条 ばい煙等排出者その他規則で定める者は、規則で定めるところにより、ばい煙、粉じん又は汚水等の量又は濃度を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

2 汚水等排出施設から汚水等を排出する者は、当該汚水等を排出する公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該汚水等排出施設を設置する工場等の排水口の位置その他の汚水等の排出の方法を適切にしなければならない。

3 汚水等排出施設から汚水等を排出する者は、有害物質（第2条第6項第1号に規定する物質をいう。）を含む汚水等（これを処理したものを含む。）が地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。

(ばい煙又は汚水等に係る施設の設置計画の変更勧告)

第39条 知事は、工場等にばい煙又は汚水等を排出する施設を設置する計画がある場合において、当該計画に係る地域の自然的、社会的条件により、当該計画の実施に伴って、当該地域における大気の汚染、水質の汚濁又は農用地の土壌の汚染が著しくなるため、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該施設を設置しようとする者に対し、その事態の発生を防止するために必要な限度において、当該計画を変更し、又は廃止すべきことを勧告することができる。

第3款 騒音、振動及び悪臭に関する規制

(騒音発生施設等の設置の届出)

第40条 工場等(騒音発生施設又は振動発生施設が設置されていないものに限る。)に騒音発生施設若しくは振動発生施設を設置しようとする者又は工場等に悪臭発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 騒音発生施設又は振動発生施設にあってはその種類ごとの数、悪臭発生施設にあってはその構造
- (4) 騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

(経過措置)

第41条 一の施設が騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設となった際現に工場等(騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、その施設以外の騒音発生施設又は振動発生施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(騒音発生施設等の数等の変更の届出)

第42条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同条第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同条第4号に掲げる事項の変更が当該工場等において発生する騒音、振動若しくは悪臭の大きさ若しくは濃度の増加を伴わない場合は、この限りでない。

(騒音発生施設等に係る計画変更勧告)

第43条 知事は、第40条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る施設に係る騒音、振動又は悪臭によりその施設が設置されている工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日(悪臭発生施設に係る場合にあっては、60日)以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法を改善し、又はその届出に係る施設の使用の方法を変更すべきことを勧告することができる。

(騒音発生施設等に係る実施の制限)

第44条 第40条又は第42条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日(悪臭発生施設に係る場合にあっては、60日)を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る施設を設置し、その届出に係る悪臭発生施設の構造を変更し、又はその届出に係る施設の騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法を変更してはならない。

2 知事は、第40条又は第42条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第45条 第40条又は第41条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る施設(騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、当該工場等に設置するすべての騒音発生施設又は振動発生施設)の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第46条 第31条の規定は、第40条又は第41条の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

(騒音等に係る規制基準の遵守義務)

第47条 規制地域内に騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設を設置している者(以下「特定騒音等発生者」という。)は、騒音、振動又は悪臭に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音発生施設等に係る改善勧告及び改善命令)

第48条 知事は、規制地域内に設置されている騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、又は排出される騒音、振動若しくは悪臭が、騒音、振動若しくは悪臭に係る規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定騒音等発生者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第43条の規定による勧告を受けた者であって規制地域内に工場等を設置している者がその勧告に従わないで騒音発生施設、振動発生施設若しくは悪臭発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法の改善又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

5 前各項の規定は、第41条の規定による届出をした者の当該届出に係る施設については、騒音、振動又は悪臭に係る規制基準が定められた日から3年間(悪臭に係る場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(騒音、振動及び悪臭の大きさ等の測定等)

第49条 知事は、騒音、振動又は悪臭に係る規制基準を遵守させるため必要があると認めるときは、特定騒音等発生者に対し、当該騒音、振動又は悪臭の大きさ又は濃度を測定し、その結果を記録しておくことを求めることができる。

第4款 地盤の沈下に関する規制

(地盤の沈下の防止)

第50条 工場等に揚水設備(動力を用いて地下水を採取するための設備で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を設けて地下水を採取する者は、地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するように努めなければならない。

(揚水設備に係る基準の遵守義務)

第51条 地下水の採取により地盤が沈下するおそれがあると認められる地域で知事が指定する区域内において、工場等の揚水設備により地下水を採取する者は、揚水設備の構造等の基準を遵守しなければならない。

2 前項の揚水設備の構造等の基準は、規則で定める。

3 第23条第2項の規定は、前項の基準を定める場合について準用する。

(揚水設備に係る基準適合勧告)

第52条 知事は、前条第1項に規定する者が同項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、同項の基準に従うべきことを勧告することができる。

第5款 削除

第53条及び第54条 削除

第6款 土壌の汚染の防止

第55条 ばい煙、粉じん又は汚水等であってカドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含むものを工場等から排出し、又は飛散させる者は、当該工場等から排出し、又は飛散するばい煙、粉じん又は汚水等に起因する土壌の汚染を生じさせないようにしなければならない。

第7款 工場等の公害の防止に関する管理

(公害防止管理者)

第56条 工場等を設置している者であって規則で定めるものは、当該工場等における公害の発生の防止にあたらせるため、当該工場等に、公害防止管理者を置かなければならない。

2 工場等を設置している者は、前項の規定により公害防止管理者を設置したときは、その旨を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前2項に規定するもののほか、公害防止管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

(事故時の措置)

第57条 工場等からばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、又は飛散させる者は、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散する施設、ばい煙等を処理する施設その他の施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙等が著しく発生し、排出され、又は飛散したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等からばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(工場等の公害の防止に関する措置の勧告)

第58条 知事は、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散する施設を設置する者の工場等から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、この節に定めるもののほか、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### 第2節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第59条 騒音に係る規制基準が定められている地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音の防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定建設作業に係る改善勧告及び改善命令)

第60条 知事は、騒音に係る規制基準が定められている地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 知事は、災害復旧等の建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について配慮しなければならない。

4 第23条第2項の規定は、第1項の規定による基準を定める場合について準用する。

(建設工事に伴う騒音等の発生防止の措置勧告)

第61条 知事は、建設工事に伴って発生する騒音又は振動によりその建設工事の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、前条第1項に定めるもののほか、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

### 第3節 自動車の排出ガス等に関する規制

#### (自動車の使用者等の義務)

第62条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は自動車の運転をする者(以下「自動車の使用者等」という。)は、当該自動車から発生する排出ガス(自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。以下同じ。)及び騒音の低減を図るため、必要な整備を行い、又は適正な運転をするように努めなければならない。

2 自動車の整備を業とする者は、その整備する自動車から発生する排出ガスの量が大气污染防治法第19条第1項の規定による自動車排出ガスの量の許容限度を超えているときは、整備を依頼した者にその旨を告知しなければならない。

3 自動車の使用者等又は自動車の整備を業とする者は、自動車から発生する排出ガス及び騒音の低減に関し知事が講ずる施策に協力しなければならない。

#### (自動車の排出ガス等の防止に関する措置)

第63条 知事は、自動車の運行に伴い発生する排出ガス、騒音又は振動により道路の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該排出ガス、騒音又は振動の低減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### (道路交通法の規定による措置の要請)

第64条 知事は、自動車の運行に伴い発生する排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が規則で定める限度を超えていると認めるとき、又は自動車の運行に伴い発生する騒音が規則で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

### 第4節 拡声機の使用等に関する規制等

#### (拡声機の使用の制限)

第65条 何人も、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域であって規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、商業宣伝を目的として航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

3 何人も、拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間及び場所並びに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

#### (深夜における営業者の騒音防止義務)

第66条 飲食店営業その他の営業であって規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)を営む者は、当該飲食店営業等に係る深夜(午後11時から翌日の午前6時までの時間をいう。)における騒音により、その周辺的生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

#### (ばい煙又は悪臭が生ずる物の焼却の制限)

第67条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物を野外で多量に焼却してはならない。

#### (措置の勧告)

第68条 知事は、前3条の規定に違反する行為により住民の生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (適用除外)

第69条 この節の規定は、市町村が条例でこれらに相当する規定を定めたときは、当該市町村の区域については、適用しない。

### 第5章 汚染の状況の監視等

#### (常時監視等)

第70条 知事は、大気の汚染、公共用水域の水質の汚濁等の状況を常時監視しなければならない。

2 知事は、大気の汚染、水質の汚濁その他の公害の状況を公表しなければならない。

(緊急事態の発生防止の措置)

第71条 知事は、大気汚染が著しくなるおそれがあると認められるときは、ばい煙を排出する者に対し、その事態の発生を防止するために必要な措置をとることについて協力を求めるものとする。

(緊急時の措置)

第72条 知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者であって、当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 知事は、気象状況の影響により大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則で定めるところにより、ばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量又は濃度の減少、ばい煙を排出する施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に汚水等を排出する者に対し、期間を定めて、汚水等の排出量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第6章 削除

第73条から第78条まで 削除

## 第7章 雑則

(報告及び検査)

第79条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等発生施設を設置する者、工場等に揚水設備を設けて地下水を採取する者、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者若しくは商業宣伝を目的として拡声機を使用する者に対し、公害の防止に関する状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙等発生施設を設置する者の工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、ばい煙等発生施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(この条例の予想しない公害等に対する特別措置)

第80条 知事は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によって生じた公害若しくは事業活動その他の人の活動に伴って生じた環境上の障害により、人の健康若しくは生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を求めることができる。

(市町村長の措置の要請等)

第81条 市町村長は、事業者が法律若しくは条例の規定に違反してばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させていることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある事態が発生したと認めるとき、又は住民からこのような事態が発生したものとして必要な是正措置を求めてきた場合であって必要があると認めるときは、知事に対し、その違反を是正させるために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 知事は、前項の規定による要請があった場合には、その講じた措置を当該市町村長に通知しなければならない。

(規則への委任)

第82条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

第83条 第28条、第33条第1項又は第48条第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第32条第1項の規定に違反した者

(2) 第36条第1項、第57条第2項又は第72条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罰を犯した者は、3月以下の禁錮(こ)又は20万円以下の罰金に処する。

第85条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) ばい煙発生施設又は汚水等排出施設に係る第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第37条第2項の規定による命令に違反した者

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 粉じん発生施設に係る第25条から第27条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) ばい煙発生施設又は汚水等排出施設に係る第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第29条第1項又は第44条第1項の規定に違反した者

(4) 第40条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第41条、第42条又は第59条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第60条第2項の規定による命令に違反した者

(7) 第79条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第87条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第83条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。